

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 11 月 2 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600184号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600049号

第1 結論

昭和49年3月から昭和58年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年3月から昭和58年12月まで

会社を退職後の昭和49年3月又は同年4月頃、A県B市役所において国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料については、毎月、同市役所において納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年3月又は同年4月頃、B市役所において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するために必要な国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和58年12月にB市において払い出されており、同番号前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日及び請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿索引票の記載内容(S.58.12.5 シンキ)から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年12月に行われたものと推認され、加入手続時期について請求者の陳述とは符合しない。

また、前述の国民年金加入手続の時期(昭和58年12月)において、請求期間のうち、大部分の期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、一部の期間の国民年金保険料は遡って過年度納付及び現年度納付することが可能であるが、請求者から請求期間の国民年金保険料をまとめて納付した旨の陳述は無い。

さらに、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者に係るB市の国民年金被保険者台帳を見ると、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

このほか、請求期間は9年10か月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が全て欠落することは考え難い上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。